

平成25年6月後期定例会 議事録

(1/7)

- ・開催日時 平成25年6月26日（水曜日）8時42分～9時35分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）大西委員長 塚原委員 松尾委員
（事務局）伊藤事務局長 原副事務局長 宮原参事
隈本主幹 植松係長 馬場係長 寺田主査

○議事事項

1 平成25年6月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 平成25年度佐賀県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

行政（5名程度）、警察事務（3名程度）、総合土木（3名程度）、林業（1名程度）
計12名程度

2 受験資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

ア 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成26年3月までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は除く。

イ 日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条の各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

ア 第1次試験

行政及び警察事務の試験区分については教養試験を行い、総合土木及び林業の試験区分については教養試験及び専門試験を行う。

（ア）教養試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。

問題数は50問で、行政及び警察事務の試験区分については200点満点、総合土木及び林業の試験区分については80点満点とし、時間は2時間30分とする。

（イ）専門試験

五枝択一式による筆記試験とし、試験の程度は高等学校卒業程度とする。
問題数は40問で、120点満点とし、時間は2時間とする。

(ウ) 第1次試験合格者の決定

行政及び警察事務の試験区分については教養試験、総合土木及び林業の試験区分については、教養試験及び専門試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有する者について、該当する試験の合計点により、採用予定者数を考慮して、高点順に定め、平成25年10月11日(金)に発表を行う。

イ 第2次試験

作文試験及び面接試験を行う。

(ア) 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

(イ) 面接試験

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、300点満点で評定する。
なお、面接試験の参考とするため適性検査を実施する。

4 最終合格者の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、第1次試験、第2次試験それぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、平成25年11月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否について、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

(1) インターネット申込

平成25年8月12日(月)9時から8月30日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。

(2) 持参による申込

平成25年8月12日(月)から8月30日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除くものとする。

(3) 郵送による申込

平成25年8月12日(月)から8月30日(金)までとする。ただし、8月30日(金)の消印があるものまで有効とする。

8 試験の期日及び場所

- (1) 第1次試験 平成25年9月29日(日)
佐賀大学本庄キャンパス

- (2) 第2次試験 平成25年10月下旬
県庁新行政棟会議室ほか

- 9 採用候補者名簿の効力
平成26年4月1日から1年間とする。

3 平成25年度佐賀県警察官B採用試験の実施要綱について

概要について説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 試験区分及び採用予定者数

男性一般	25名程度
武道指導（柔道）	1名程度
武道指導（剣道）	1名程度
女性一般	3名程度

2 受験資格

次表の資格等を満たす者とする。

試験区分	男性一般	武道指導 (柔道)	武道指導 (剣道)	女性一般
性別	男性に限る。			女性に限る。
年齢	昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者			
学歴	次の(1)、(2)のいずれかにも該当しない者 (1) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者 (2) 防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校、職業能力開発総合大学校の長期課程、気象大学校大学部その他人事委員会が(1)と同等と認める学校を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者			
段位	—	柔道の二段以上の段位を有する者	剣道の二段以上の段位を有する者	—
その他	日本国籍を有する者かつ地方公務員法第16条各号（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者			

3 試験の方法及び評価

試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて行い、第2次試験は第1次試験合格者について行う。

(1) 第1次試験

10月20日（日）、県立佐賀商業高等学校において、男性一般及び女性一般の教養試験、体力試験及び身体測定、並びに武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）の教養試験及び身体測定を行う。

また、10月12日（土）、佐賀県警察本部において、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）の実技試験を行う。

ア 教養試験

五枝択一式による筆記試験とする。問題数は50問で、男性一般及び女性一般は160点満点、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）は80点満点とし、時間は2時間30分とする。

イ 体力試験

男性一般及び女性一般については、（ア）、（イ）を行い、武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）については、（イ）についてのみ行う。

（ア）立幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ及び時間往復走の4種目を行い、40点満点で評定する。

また、基準は次表のとおりとし、4種目のうち2種目について基準に達しない者は不合格とする。

（種目）	男 性	女 性
立幅跳び	204cm以上	139cm以上
上体起こし	30秒間に14回以上	30秒間に7回以上
腕立て伏せ	2秒に1回のリズムで9回以上	2秒に1回のリズムで4回以上
時間往復走	15秒間に35m以上	15秒間に29m以上

（イ）警察官として必要な握力を有しているかどうか検査を行う。

また、基準は次表のとおりとし、基準に達しない者は不合格とする。

（種目）	男 性	女 性
握 力	38kg以上	24kg以上

ウ 実技試験

武道指導（柔道）及び武道指導（剣道）については、（ア）、（イ）を行い、120点満点で評定する。

（ア）武道指導（柔道）は、柔道の技能について試験を行う。

（イ）武道指導（剣道）は、剣道の技能について試験を行う。

エ 身体測定

警察官として必要な身体的状況にあるかどうか測定を行う。

また、基準は次表のとおりとし、基準に達しない者は不合格とする。

（区分）	男 性	女 性
身 長	160cm以上	150cm以上
胸 囲	78cm以上	—
体 重	47kg以上	43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力0.6以上又は矯正視力1.0以上であること	
色 覚	職務遂行上支障がないこと	
その他	職務遂行上必要な身体的状況にあること	

オ 第1次試験合格者の決定

試験区分ごとに、(ア)、(イ)の方法により第1次試験合格者を決定する。

(ア) 男性一般及び女性一般

教養試験及び体力試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有し、かつ、体力試験及び身体測定基準を満たす者について、教養試験及び体力試験それぞれの得点を合計した得点により、試験区分ごとに採用予定者数を考慮して、高点順に決定し、11月1日(金)に発表を行う。

(イ) 武道指導(柔道)及び武道指導(剣道)

教養試験及び実技試験のそれぞれの合格基準点以上の得点を有し、かつ、体力試験及び身体測定基準を満たす者について、教養試験及び実技試験それぞれの得点を合計した得点により、試験区分ごとに採用予定者数を考慮して、高点順に決定し、11月1日(金)に発表を行う。

(2) 第2次試験

11月中旬～下旬、警察本部会議室等において、作文試験、面接試験Ⅰ、面接試験Ⅱ、適性検査及び身体検査を行う。

また、第2次試験の評定方法等については警察本部長で定め、佐賀県人事委員会事務局長に協議する。

ア 作文試験

共通の一般的課題1題を出題し、職務遂行に必要な思考力及び文章による表現力等を総合的に評価し、100点満点とする。時間は1時間とする。

イ 面接試験Ⅰ

面接員3名の個別面接により人物評価を行い、200点満点で評定する。

ウ 面接試験Ⅱ

面接員2名の個別面接により人物評価を行い、100点満点で評定する。

エ 適性検査

警察官として職務遂行上必要な素質・適性の有無についての検査を実施する。

オ 身体検査

警察官として職務遂行上必要な健康状態にあるかどうかの検査を実施する。

4 最終合格者の決定

第2次試験のすべての試験科目に合格となった者について、第1次試験及び第2次試験(作文試験及び面接試験)それぞれの得点を合計した総合得点(600点満点)により、試験区分ごとに、採用予定者数等を考慮して高点順に最終合格者を決定し、12月上旬に発表を行う。

ただし、受験資格の有無、申込書の記載事項の真否等について調査の結果、虚偽又は不正の申告をした者については不合格とする。

5 採用候補者名簿の登載順位

最終合格者は、5の総合得点の高点順に登載する。

6 受付方法

インターネット、持参、郵送による受験申込みの受付を行う。

7 受付期間

- (1) インターネット申込 8月26日(月)9時から9月13日(金)17時までに県のサーバーに到着したものを有効とする。
- (2) 持参による申込 8月26日(月)から9月13日(金)までとし、受付時間は8時30分から17時までとする。
(土曜日及び日曜日は除く。)
- (3) 郵送による申込 8月26日(月)から9月13日(金)までとする。
(9月13日(金)の消印があるものまで有効)

8 採用候補者名簿の効力

平成26年4月1日から1年間とする。

9 共同試験依頼都府県

警視庁、愛知県、大阪府、兵庫県(4都府県で8名採用)

4 口頭により開示請求できる個人情報(佐賀県人事委員会告示)の一部改正について

改正内容について説明し、原案のとおり決定した。

(改正内容)

平成25年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)[行政特別枠]の実施方法の変更(書類選考と第1次試験の統合)に伴い、現在の表の一部を改正する。(施行期日 公布の日)

○報告事項

1 平成25年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について

試験区分ごとの申込者数を報告した。

【説明】

平成25年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況

試験区分	平成25年度			平成24年度			申込者数の増減	
	採用 予定者数 a (人)	申込者数 b	倍率 c b/a	採用 予定者数 d (人)	申込者数 e	倍率 f e/d		
							b-e (人)	b/e (%)
行政	21	483	23.0	38	597	15.7	▲ 114	80.9%
警察事務	3	80	26.7	3	52	17.3	28	153.8%
心理	募集なし			3	21	7.0	-	-
電気	2	16	8.0	1	16	16.0	0	100.0%
総合土木	8	45	5.6	7	52	7.4	▲ 7	86.5%

建 築	4	18	4.5	3	7	2.3	11	257.1%
化 学	1	31	31.0	1	33	33.0	▲ 2	93.9%
農 政	4	56	14.0	11	70	6.4	▲ 14	80.0%
林 業	3	9	3.0	3	12	4.0	▲ 3	75.0%
水 産	2	17	8.5	3	28	9.3	▲ 11	60.7%
薬剤師	3	2	0.7	募集なし			-	-
管理栄養士	1	46	46.0	募集なし			-	-
少年補導職員	1	14	14.0	募集なし			-	-
保健師 (知事)	4	30	7.5	2	34	17.0	▲ 4	88.2%
保健師 (警察)	1	5	5.0	募集なし			-	-
合 計	58	852	14.7	75	922	12.3	▲ 70	92.4%

2 地方公共団体における給与減額措置の取組状況について

総務省が公表した地方公共団体における給与減額措置の取組状況について報告した。

3 平成25年6月定例県議会総務常任委員会における質疑について

平成25年6月定例県議会総務常任委員会における質疑概要について報告した。

○その他

1 行事予定について